

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

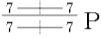
## 歯科口腔リハビリテーション料2について

2014年4月改定で新設された歯科口腔リハビリテーション料2を解説する。

患者：46歳・男性

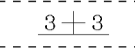

主訴：口を開ける時に音がして痛い。大きく口を開けることができない。  
 家族に口臭があるとされる。

所見：全体的に歯頸部歯肉に発赤が認められる。開口量：30mm。開口時に左右  
 クリックを認める。開口時に疼痛あり。

傷病名：両側顎関節症  P

※「歯科口腔リハビリテーション料2」施設基準届出医療機関

月日	部位	療法・処置	点数
6月2日		初診	234
		P基検 (別紙記載)	200
		パノラマX-ray バ電	402
		全顎的に軽度な水平的吸収が認められる。	/
		パノラマX-ray バ電 注①・②	216
		下顎頭の前方移動量がわずかである。	/
		開口訓練 注③	/
		徒手による顎関節可動化訓練。顎関節に負担 がかかるような行為(頬杖やくいしばり)をし ないこと、硬いものしばらく避けるよう指導。	/
		処方せん	68
		⑨フェナゾックスカプセル50mg 4T 1日4回 4日分	/
6月8日		再診	45
		口が開きづらいためにブラッシングが困難と なり、歯肉に炎症があることを説明。	/
		歯管 	110
		歯周治療等の管理計画を説明し、同意を得る。	/
		実地指1 (歯科衛生士への指示内容 略)	80
		歯清 (歯科衛生士：保険医花子)	60
		SC	66+38×2
		P基処 (H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	10
		開口訓練	/
		徒手による顎関節可動化訓練。患者にMR検査 による診断が必要なことを説明。同意が得られたため 連携機関である〇〇大学を紹介。	/
		情I	250
6月19日		再診	45
		MR検査の結果、左右顎関節の関節円板前方転 位が認められるとのこと。開口訓練の継続と疼痛緩 和のためにスプリントの使用をすすめ、同意を得る。	/
		開口訓練 (内容 略)	/
		SC	66+38×2
		imp (アルジネート) 注④	40
		BT(パラフィンワックス) 注④	/
6月26日		再診	45
		咬合挙上副子 装着 注④	1530
		床副子調整(調整内容 略) 注⑤	/
		歯リハ2 注⑥	50
		食事中と歯磨き以外は常時装着するよう指導。入浴 時の咬筋マッサージについても指導した。	/
6月29日		再診	45
		P基検 (別紙記載)	100
		SRP	60×6
		開口量：38mm 開口時の疼痛は緩和され、気がな くなってきたが、起床時の開口には疼痛が残る。	/
		床副子調整(調整部位・調整方法など 略) 注⑤	220

7月7日		再診	45
		開口量：38mm。食事中も気にならなくなってきた。起床時も 疼痛は緩和してきたが、まだ恐る恐る口を開ける状態。	/
		歯管 (管理内容 略)	110
		実地指1 (歯科衛生士への指示内容 略)	80
		SRP	60×6
		P基処 (H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	10
		床副子調整 (調整部位・調整方法など 略)	220
		歯リハ2	50
		就寝時スプリントを装着するよう指導。	/

### 《解説》

注① 顎関節疾患 (発育異常、外傷、顎関節症) に対してパノラマエックス  
 線フィルムを使い、異なった下顎位 (咬頭嵌合位、最大開口位、安静位な  
 ど) で分割撮影した場合、分割数に係らず一連につき、パノラマ断層撮影  
 の所定点数 (アナログ317点・デジタル402点) を算定する。

なお、カルテには、顎関節を構成する骨形態・解剖学的な相対位置、下  
 顎窩に対する下顎頭の位置、下顎頭の移動量などの診断情報を記載する。

注② 口腔内に対するパノラマと顎関節に対するパノラマを撮影した場合、2枚目  
 の撮影料は所定点数の1/2で、2枚目の電子画像管理加算は算定できない。

注③ 開口訓練170点は、整形手術後に開口器などを使用し開口訓練を行っ  
 た場合や、顎骨骨折に対する観血的手術後または悪性腫瘍に対する放射線  
 治療後に生じた開口障害に対して開口器などを使用し開口訓練を行った  
 場合に、算定できる。顎関節症に対する開口訓練では点数が算定できない。

注④ 顎関節症に対する咬合挙上副子は、印象採得40点、装置は1500点、  
 装着料は30点を算定する。咬合採得の費用は算定できない。

注⑤ 咬合挙上副子を装着後、咬合面にレジン添加し調整した場合は、1口  
 腔につき月1回を限度に床副子調整220点を算定できる。カルテには、調  
 整した部位および調整方法などを記載する。なお、咬合挙上副子の装着時  
 に調整した場合は算定できない。

注⑥ 歯科口腔リハビリテーション料2(歯リハ2)50点は、施設基準に適合し  
 ているものとして、地方厚生(支)局長等に届け出た保険医療機関におい  
 て、自院で製作した顎関節治療用装置を装着している患者に対して、療養  
 上の指導または訓練を行い、口腔機能の回復または維持・向上を図った場  
 合、月1回を限度に算定する。

なお、歯科開業医においては、施設基準の②に関しては、顎関節症の診断  
 に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影) 機器を設置している  
 病院と連携している場合に、施設基準を届ける場合が多いと思われる。

カルテには、実施内容などの要点を記載する。なお、床副子調整と歯リハ  
 2は併せて算定できる。

### ○歯科口腔リハビリテーション料2の施設基準の要件

- ①歯科または歯科口腔外科を標榜し、その診療科に係る5年以上の経験およびそ  
 の療養に係る3年以上の経験を有する歯科医師が1人以上配置されていること。
- ②顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影) 機器を設  
 置していること。なお、その医療機器を設置していない保険医療機関は、その医療  
 機器を設置している病院と連携が図られていること。

### ○歯科口腔リハビリテーション料2の施設基準の届出方法

手順① 関東信越厚生局ホームページ から 届出用紙(歯リハ2の場合は、①「特  
 掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)」と②「歯科口腔リハビリテーシ  
 ョン料2の施設基準届出書添付書類(様式44の4)」をダウンロードする。

手順② 届出用紙(①・②)を記載し、もう一部届出用紙(①・②)を作成する(正  
 副2通作成)。副本作成はコピーでもよいが、開設者の印は副本にも押印する。

手順③ 届出書の正副2通を関東信越厚生局東京事務所に提出する。提出は、  
 窓口持参のほか、郵送も可能であるが、着日が受付日になるので注意する。  
 なお、届出締日は、毎月1日(1日が閉庁日の場合は翌閉庁日)となっている。  
 (例：9月1日受付→9月1日から算定可。9月2日受付→10月1日から算定可)。

手順④ 届出書の正副2通を提出後、副本が、基本的には届出した翌月(1日  
 に届出した場合は当月)の下旬に受理通知書と共に返送される。

\*実態に即してご請求下さい\*